

入札監理小委員会  
第440回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第440回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年11月25日（金）13:48～16:32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 情報化ネットワークシステム運用管理業務（(独)中小企業基盤整備機構）
- 情報システム共通基盤（プラットフォーム）構築及び運用保守業務並びにデータセンター運用業務（(独)労働者健康安全機構）
- 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等（国土交通省）
- 港湾及び空港における発注者支援業務（国土交通省）
- 大山隠岐国立公園大川寺及び榊水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

### 2. その他

#### <出席者>

##### （委員）

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、若林専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

##### （(独)中小企業基盤整備機構）

情報システム基盤センター 三澤センター長

〃 情報システム課

坂井課長、細谷課長代理、久富木課長代理

財務部 調達・管理課 三宅課長

##### （(独)労働者健康安全機構）

経営企画室 情報企画課 岩坪課長、三浦情報企画班長、石井情報技術専門員

##### （国土交通省）

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 岩崎室長、上平技官

港湾局 技術企画課 建設企画室 魚谷室長、熊野品質確保企画官

(環境省)

自然環境局 国立公園課 岡本課長、田丸課長補佐

(事務局)

栗原参事官、新井参事官

(独) 中小企業基盤整備機構、傍聴者入室)

○石堂主査 それでは、ただいまから第440回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の情報化ネットワークシステム運用管理業務の実施要項(案)、独立行政法人労働者健康安全機構の情報システム共通基盤(プラットフォーム)構築及び運用保守業務並びにデータセンター運用業務の実施要項(案)、国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の実施要項(案)、国土交通省の港湾及び空港における発注者支援業務の実施要項(案)、最後に環境省の大山隠岐国立公園大川寺及び枳水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の実施要項(案)の審議を行います。

最初に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の情報化ネットワークシステム運用管理業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項(案)について、独立行政法人中小企業基盤整備機構情報システム基盤センター情報システム課坂井課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三澤センター長 皆様、こんにちは。内容につきましては坂井のほうから説明をさせていただきますが、私、中小機構情報システム基盤センター長の三澤でございます。一言ご挨拶させていただきます。

本日は、お忙しいところ、弊機構の情報化ネットワークシステム運用管理業務の市場化テスト実施にかかわる小委員会でのご審議にご対応くださりまして、まことにありがとうございます。弊機構では、中小企業大の研修、運営事業の市場化テスト実施に続き、2例目の市場化テスト対象事業の実施となるところでございます。本日は限られた時間の中でのご審議とのことですので、早速担当より内容のご説明を申し上げたいと存じます。本日はご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂井課長 それでは引き続きまして、坂井よりご説明をさせていただきます。

実施要項等、お手元で参考資料、委員の皆様限りという資料で、比較しながらご説明をさせていただければと思っております。

まず実施要項の前に、参考資料の管理業務の概要というのがございます。ポンチ絵が描いてあります資料でございます。そちらをごらんになりながら、ご説明をさせていただきます。

まず、私ども中小機構におきましては、国の中小企業施策の実施機関ということで、各

経済産業局、沖縄を入れますと9地域に約50拠点を業務の拠点と置きまして、事業のほうを展開させていただいております。左のほうに概要を書いております。今回審議いただきます業務につきましては、右側のほうにございますが、データセンター等を中心といたします全拠点、50拠点をネットワークで結びます各種サーバー、クライアント、ネットワークといったインフラを基盤といたしまして、メール、グループウェア、インターネット接続、ファイル共有といった各種サービスを利用する約2,200台のPCを、ネットワークを結びまして運營業務を行うといった業務の案件でございます。

続きまして、実施要項のほうの3/86ページをごらんいただきますと、1番の趣旨というところで、後段のほうに書かせていただいておりますが、平成24年の閣議決定におきまして、OA案件といたしまして自主選定で別表に初めて掲載された業務でございます。平成26年の閣議決定におきまして市場化テストの対象ということでご審議を進めていただくということになったものでございます。

実は、この26年の最初の決定の際には、平成28年、本年4月から48カ月間といった形で市場化テストの実施ということが定められておりました。私ども既存のインフラのほうで平成27年度末をもちましてリプレースを行うという予定がございまして、実は、今入れかえをしておりますが、次期基盤のシステムのあり方といった基本構想、いろいろワークスタイルが変わる中、全国展開で中小企業支援といったような形の業務、幅広く業務に対応するためということで、ネットワークも含めた全体の入れかえを行っております。それが平成28年度、ちょうど今進行中でございますが、全体のリプレース計画を進めるといったところから、このシステムの環境が整った段階で市場化テストのほうを実施していただきたいということで、事務局様のほうと協議をさせていただいたということでございます。その結果、私どもの趣旨をご理解いただきまして、今現在のリプレースが終わった段階、全部環境が整って安定稼働した段階ということで、平成29年7月からの市場化スタートということで、本年の閣議決定の別表でその期間を設定していただいたというのが簡単な背景でございます。

それから、参考資料の中の契約の推移という横表がございます。平成18年から直近の契約の推移をまとめている表でございますが、こちらをごらんいただければと思います。平成18年につきましては一般競争入札、最低価格ということで実施をいたしました。7者の説明会への参加に対しまして、実際応札は1者ということで、これも1回目は不落到りまして、2回目で落札といったものでございます。この契約の中では、双方の合意

があれば1年間の契約を延長するという事で、延長条項を入れておりました関係で、23年11月までの契約期間という形で終了しております。

それから、23年度末におきまして機器のリプレースを行っております。新たに23年から27年と、直近の、現行の契約になりますが、こちらは競争入札によりまして落札をしたベンダーさん、機器を落札したベンダーさん、すなわち、ネットワークの構築、サーバーの構築をした事業者、ベンダーさんが引き続き運營業務を行うといったことのほうが、システムの運用管理の安定が図れるのではないかと、システムの安定化を目的として事前確認公募によりまして、引き続き同一ベンダーさんに運用保守契約をお願いしていたというところでございます。それが直近のところまで継続しているという流れでございます。

こういった背景の中で、24年指定を受けました際に、事務局様のほうともご議論させていただいた中で、同一のベンダーが、この段階でも10年間近く継続して事業を運営するといった背景から、競争性を高める取り組みが必要であるというふうにご指摘をいただいたと認識しておりまして、今般、競争改善型ということでご審議をいただくということになったものというふうに認識をしております。

続きまして、本調達に関しまして、主にその改善等に係ります重要な事項ということで、簡単に実施要項等ご説明させていただければというふうに思っております。

実施要項のほうでは、3/86ページをごらんいただければと思います。2ポツのところ、確保されるべき質という記載がございます。主に後段のほうになります、「更改に際しては」というところでございますが、簡単にご説明いたしますと、今回のシステム更改に際しましては、従来は一括で調達を行っておりました。ネットワーク、サーバー、クライアント、一括で行っておりましたが、より競争性を高めるためにということで、近年のサーバー関係の高機能化ですとか低価格化といった動向に合わせて、広く利用されている機器への更改を行いまして、クライアント、サーバー、ネットワーク、あとセキュリティー監視、そういったものの構成要素単位で分割して調達を実施したところでございます。具体的には、参考資料の調達単位というところで、横表のポンチ絵をごらんいただければと思います。ここの左側でございますデータセンターからDC回線、ネットワーク、セキュリティー、サーバー、クライアントといった形の分割調達を実施させていただいております。

その結果ということでございますが、仕様書の62/86ページをごらんいただければと思いますが、各機器につきましては、一覧にございますとおり、機能の最適化を図ると

ともに、運營業務の合理化、効率化が期待できるといった観点で、従前の特定ベンダーの製品を中心とするといった構成ではなく、マルチベンダーの製品が導入されたということでも私どもは考えております。また一方で、本運用管理業務につきましては、マルチベンダーの幅広い知識、運用管理業務の実績といったものが非常に重要な要素になってきているのではないかとこのように考えております。また、大変恐縮でございますが、セキュリティー関係の機器につきましては、お手元の資料から割愛をさせていただいております。ご了承くださいければと思います。

それから、競争性の確保のための改善点の1つといたしまして、ネットワーク、サーバー、クライアント、セキュリティー、そういった専門分野ごとの事業者に対してグループで提案をしていただくという、門戸を開くためにグループでの参加を認めさせていただいております。それをしっかり明示させていただいております。

それから、既存事業者の引き継ぎの期間を2カ月間設けさせていただいていること、それから入札参加の資料閲覧の期間を1カ月間程度設けさせていただいたということから、より業務の内容をしっかりと理解していただけるような私どもの取り組みもさせていただいて、より多くの方々にご参加をいただければというふうに考えてございます。

それから、次のポイントといたしますと、業務内容におけます変更点、改善点というところでご説明をさせていただきます。5/86になります。ここに対象業務の内容の一覧を簡単に掲載してございます。2ページにまたがっております。一般的な運用管理業務と比較いたしましても大きな相違はないものというふうに考えておりますが、従前と比べますと、私どものほうでは、5/86の下から続きますヘルプデスク業務をこの運用管理業務に含める形で、一部変更を行っております。このヘルプデスク業務につきましては、従前人材派遣で直接機構が調達、現状もそうでございますが調達してございまして、現状では4名配置をしております。派遣会社のほうは2社、従前は3社ほど入っておりまして、派遣スタッフは大体3カ月の更新というのが一般的になっておるとは思いますが、そのタームで人がかわるといことが度重なって発生してございまして、ヘルプデスクの質的向上、サービスの向上といったところで非常に課題が大きいというふうに判断をございまして、運用管理業務と一体に含めることで効率性、質的な向上を図れるのではないかとこのことから、今回は業務運営仕様の中にヘルプデスク業務を含めた形で、仕様として策定させていただいております。

次に、SLAの設定のところでございます。7/86の中ほど、(2)確保されるべき対

象業務の質といったところでございます。

まず、イの項目で、情報化ネットワークシステムの稼働率ということでございます。月間で99%以上を確保すること、これは運營業務に起因する部分ということで、従前では年間で97%、これは機器の障害も含めまして97%といった形で、非常に幅の広いSLAの設定を、ハードルが低いというふうに申し上げたほうがいいのかもかもしれませんが、設定をさせていただいていました。時間数でいうと、3%相当ですと約260時間といったような時間でございます。かなり幅が広いということで、私どものほうでは今回、月間で99%、1%といたしますと約7時間程度ということになります、その時間を、比較すればハードルが上がったということになります、月7時間というとかかなりの障害というふうに考えておりますので、7時間以上継続しないことということでSLAを強化させていただいているところでございます。

それから、ウの項目でございますが、障害の対応時間、こちらのほうは15分以内に第一報が機構に入ることということでございます。エの項目では、情報化ネットワークシステム運用上の重大な障害件数ということで、これはシステムの機器の障害に起因しないことということで限定しておりますが、業務に多大な支障が生じる障害はゼロ件とすることというふうに設定をさせていただいております。

それから、オの項目でございますが、問い合わせの応答率、ヘルプデスク受け付け時間の入電に対応する応答率90%以上ということでございます。これはヘルプデスクが対応できなく、職員のほうで対応することがないようにという、そういった趣旨で90%以上ということで対応しております。ここは100%対応してほしいというのが裏にはございます。

それからカの項目は、一番最後になりますが、ヘルプデスクの利用者アンケートということで、年1回アンケートを実施いたしまして、75点以上のスコアを維持することということで設定をしております。

次の8/86ページ(4)、中ほどの項目の一番下になりますが、SLAの目標を達成できなかった場合、ディスインセンティブの条項ということで、今回私どものほうは、2カ月連続で未達成の項目がある場合、これの改善措置としまして、スキルのある人間に配置をかえていただくですとか、増員をして体制を強化していただくこと、こういったものを改善提案ということで入れさせていただいております。一般的にはキャッシュディスインセンティブといいますか、金額何%というようなことが規定されているケースも多いかと

と思いますが、私どもは金額のほうではなくて、この50拠点に及ぶ全体ネットワークをしっかり維持していただくというところを非常に重点に置きまして、体制強化と運営の安定化といったところを目指して、この条項を入れさせていただいたということでございます。

最後になりますが、12/86ページをごらんいただきますと、今回の参加者、応札者に係ります評価基準の設定を記載しております。価格点对技術点が1対1という割合で、技術点のほうは基礎点が100点、加点が900点ということでございます。具体的な項目のほうは79/86ページをごらんいただきますと、各項目の明細を書いております。全体で17項目、3つのウエイトづけをいたしまして、上中下ということで、中ほどが6割、上と下が約2割の項目ということで設定をしております。それぞれ5段階評価の評点をつけさせていただいております。

この中で3つほど、100点の加点を設定しております大きい項目がございまして、まず50拠点のネットワークを運営する体制がしっかり整備できていることということで、体制の部分に非常に重きを置いてございます。それから、既存のベンダーからの引き継ぎ期間、今回約5社ほど既存の運営をしていただいておりますので、それをまとめた形で一括で運営支援業務のほうを今回調達する予定にしておりますので、それぞれの事業者から引き継ぎが発生するというところから、2カ月の期間を設けているものの、遅滞なく引き継ぎが完了するよというところから、引き継ぎ体制につきましても加点評価のウエイトを高くしてございます。それからSLAの部分、これも同じく50拠点にまたがるネットワークの運営維持といったところから、しっかりと体制が整備できるのかといったところ、こういった大きい3つの項目に加点を積みまして設定をしております。したがって、この部分が非常に私どものネットワークの運営に重要であるということから、加点と基礎点の割合を1対9、100点对900点という形で、非常に重きを置いた設定をさせていただいているというところでございます。

その他の留意事項ということでございますが、17/86ページをごらんいただきますと、キの(エ)、中ほどになります。利用数の変動というところで幾つか書いておりますが、現行、今回リプレース対象外のグループウェアですとかメールシステムがございまして、これが本業務の運営期間中に次期システムの検討を開始する予定にしております。並びに、現在ウィンドウズ7でクライアントを運用しておりますが、2020年にサポートが切れる関係で、おそらくウィンドウズ10になると思いますが、10のほうへの切りかえに伴う変更。それから、個別情報システムというふうに言われておりますけれども、全体70

システムほど、そのうち40システムがオンプレミスシステムでございまして、それを、新しく設置いたしましたデータセンターのほうに移設をするといったような計画も現在進めておりますので、そういった変動要素も一部含まれるということで、参考情報として記載をさせていただいているところでございます。

以上でございますが、簡単ではございますが実施要項の概要、それからポイントというところでご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。今回の調達というのは、現状のシステムの引き継ぎの部分と、それから新しく構築する部分とありまして、やはり現状の業務をいかにうまく引き継げられるか、それから新しい開発した業務で、開発したところでないといけないようなイメージを与えないような形が非常に重要かと思うのですけれども、現状業務の引き継ぎが、いろいろ業務の引き継ぎというのが非常に円滑に進むとか、あるいは、ちょっとこれはこの中に書いていないかもしれませんが、新しいシステムを第三者でも容易に運用できるというような理解を持ってもらえるような記述というのは、どの辺に書かれているのでしょうか。

○坂井課長 現状の私どもの考えからまずお伝えいたしますと、この引き継ぎ期間2カ月間の前に、新しくリプレースをいたしましたシステムにつきましては約半年間、現状の構築をしたベンダーさんに運営をやっていただくという形になっております。その間でももちろん設計書に対します実際のインフラの設定状況の確認も必要でございますし、運用のマニュアルをその中でつくっていただくことも考えております。それから、具体的なインシデント、もしくは障害の事象といったものも細かく資料として取りまとめまして、それを入札の事前の資料の提供、閲覧ということで、そこで提示をしたいというふうに考えております。その提示につきましても、85/86ページをごらんいただきますと、資料閲覧の要項というところで、こちらのほうであらかじめ提示を、申し入れをいただきまして資料の閲覧をしていただけるというような体制、準備を進めたいと考えておりますので、この中で半年間の現状の運営状況のほうをしっかりと把握いただけるというふうに考えてございます。

○井熊副主査 閲覧のあれなんですけど、今ご説明があったような、きちんとして運

用マニュアルをつくっていただいて、そのインシデントがあった場合はきちんとそういうのを明記していくとかいうようなこのプロセスであるとか、あるいは、この運用マニュアルどおりちゃんとやったんだけど、マニュアルに瑕疵があった場合はちゃんと機構側が責任をとるとか、何かそういう安心感を与えるような、もう少し丁寧な説明と、あと契約上の、第三者がやった場合に過剰なリスクを負わないような説明というのがあると、安心して応札できるのではないかなと思います。

○坂井課長 承知いたしました。その点はしっかり事前の説明の中で、書面で書き込む形で情報開示をさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○若林専門委員 先ほどの総合評価の基準書のところで、加点の点数が多いというところで引き継ぎというのを挙げていただいたんですけれども、これは自分がどのようにうまく引き継ぎをするかというだけでなく、現業者からの引き継ぎについても提案をすることが必要だということで、現行から引き継ぎをするということもこの大きな加点の内容として考えるとすると、現業者が有利になるということはないのかなというのが疑問に思います。つまり、現業者は現行のことがわかっていますので、そこはスムーズに当然いくわけで、幾らでもいろいろなことが言えると思うんですけれども、新規の事業者が、その現業者がどうやって引き継ぎをしてくれるかということも想定しながら提案をするというのはなかなか難しいのかなと、疑問を持ちまして、ちょっとその辺を教えてくださいなればと思うんですけれども。

○坂井課長 現行の事業者さんがかわった場合の、新しい事業者さんにどうやって引き継ぎをするのかというものをこの仕様の中にしっかり提示をして、新しく本件の参加者に対してケアをすべきではないかという、そういったご指摘でしょうか。

○若林専門委員 もしそれが可能であればそうですし、それに限界があるのであれば、ここにこれだけの大きな点をつけるというのはどうなんだろうかという疑問なんですけれども。

○坂井課長 参考資料をごらんいただきますと、かなり複数、5社ほど入っております、ご協力いただいておりますので、ご指摘のように、それぞれ担当している事業でございますと、当然その内容を熟知しているということがございます。それにつきましては、先ほどご質問にあったように、運営状況ですとかマニュアル等、それから障害状況などをしっかりドキュメント化をして、あらかじめ提示をさせていただくということをしっかり明示

させていただきたいなというふうに思っております。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○井熊副主査 今回の点は、総合評価の項目に入れる以上、現行のやつを引き継ぐ部分がありますよね。引き継ぎが、現行業者とほかの事業者さんが全く競争性に差がないという説明がなければ、総合評価の中に入れることは不適切だと思います。ですから、もし総合評価の中に入れるのであれば、機構さんが、それは完全にこういう条件であるから、現行業者もほかの人も全くイーブンですよという説明ができないといけないと思います。

○石堂主査 それはそのような説明をして対応するという理解でよろしいですか。

○坂井課長 わかりました。では、そこは同等の条件ということで、特にその評価のところに重きを置かずに、一般的なのといいますか、体制が整備できているかというところで、評価点のほうの加点を落とす形で整理をさせていただくということでやらせていただきたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○小尾専門委員 2点お伺いしたいんですが、今回入札参加資格をA、B、C、Cまで下げたということだと思うんですけども、44/86ページ、実際に業務を実施するに当たって、それに従事する責任者と従事者それぞれに対する要件というのが書かれているわけですが、責任者に対して2,000人程度の管理経験があつて、3年以上の業務経験があるということを求めるのはいいとして、業務従事者のほうに対して同じように2,000人規模の業務を3年以上というような形で、しかもそれを複数人用意しなさいというふうに書かれているわけで、この要件を満たすような事業者さんは、結局はCはいないのではないかなと。そうすると、結局入札参加資格でCを入れましたといっても、実質的にこの部分の要件で、例えばAぐらいの規模の事業者さんしか入れないんじゃないかというふうに受けられるような気もするので、責任者に関しては、いわゆるそれだけのものが必要だと、経験が必要だというのはわかるのですが、少し従事者のほうの要件を緩和するようなことをご検討いただけないかと。

もしそれで、どうしてもこれが欲しいということであれば、例えば加算点の項目として入れるというようなことを検討いただけないかというのが1点と、あともう1点は、これは記述の誤りかよくわからないのですが、56/86とかで本システムの稼働率というのが書いてあるんですけども、稼働率の計算が、1カ月の稼働予定時間は計画停電や機器故障による稼働停止時間等を除くとは書いてあるんですが、1カ月の停止時間から機器の

故障とか計画停電の時間を除くというふうに書かれていないので、これをそのまま計算すると何かちょっとおかしいかなということと、基本的には、今回の管理の範囲は機器なんです、一部グループウェアとメールが入っていて、このソフトウェアの瑕疵によるものというものについてはどういうふうに取り扱うのかというのがあまり明記されていないように思えるので、そこをきちんと書いていただければなというふうに思います。

○坂井課長 まず第1点目のご質問でございますが、ご指摘のとおり記載が一部曖昧な部分がございます、この運用管理業務の従事者2～3名全てに対して、2,000人程度以上の実績、経験を有する者というふうに定めているわけではございませんで、この記載は訂正させていただきたいと思いますが、運用管理従事者の中で1人以上ということで、こういう経験を有している者ということで要件としては入れさせていただければなというふうに思っております。

ただ、ご指摘のように2,000人が妥当で、1,000人であればスキルのどのくらい違うのかとか、3年がよくて2年がどうなのかという、そういったことももちろんございますので、そこはご指摘を踏まえまして、規模感のところ、2,000人を1,000人にするとか、3年を1年程度以上の経験を有する者にするとか、その辺は訂正をさせていただければというふうに思っております。

○石堂主査 よろしいですか。

○小尾専門委員 はい。

○坂井課長 あと2点目の稼働時間のところでございますが、分母にいたしますのは機器の停止、計画停電等を除く時間というふうに考えておりますので、記載はしっかり、ミスリードしないように訂正をさせていただきたいと思っております。

もう1点のソフトウェアの瑕疵につきましては、ここは実際開発をしているベンダーさんのほうにということになりますので、それは機構として瑕疵担保を負うということで、本件運営業者さんには当たらないというふうに考えてございます。それを明記させていただくということで、お願いいたします。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、若干細かい点でございましたけれども、幾つか修正点がございま

したので、本実施要項案（案）につきましては中小企業基盤整備機構さんにおかれまして引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集に入るということでお願いしたいと思います。また、各委員におかれましても、さらなる質問や確認したい事項等ございましたら、事務局にお寄せくださるようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（（独）中小企業基盤整備機構退室、（独）労働者健康安全機構入室）

○石堂主査 それでは続きまして、独立行政法人労働者健康安全機構の情報システム共通基盤（プラットフォーム）構築及び運用保守業務並びにデータセンター運用業務の実施要項案についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人労働者健康安全機構経営企画室情報企画課岩坪課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩坪課長 労働者健康安全機構経営企画室情報企画課長の岩坪でございます。本日はよろしくお願いいたします。

こちらは情報企画班長の三浦でございます。

○三浦情報企画班長 三浦です。よろしくお願いいたします。

○岩坪課長 こちらは情報技術専門員の石井でございます。

○石井情報技術専門員 石井です。よろしくお願いいたします。

○石堂主査 どうぞ、おかけになって。

○岩坪課長 本日は、お忙しい中、当機構の調達案件の市場化テストのために、このように委員会の機会というのをいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、今回の市場化テストに参加するに至った目的なのですが、今回は共通基盤、いわゆる当機構の基幹となる業務システムであります財務会計・管財、人事給与、事業統計及びグループウェアシステムを動作させる共通の基盤の構築とその運用、保守並びにそのハードウェアを設置するデータセンターの運用を調達するものでございます。今までの調達については1者応札というのが続いた経緯もございまして、今回は、真の意味での競争を促進して、入札本来の目的である低価格で高品質の調達を実現することが今回の市場化テストに参加した目的でもございます。

それでは、実施要項案のご説明の前に、共通基盤の構築におけるシステム全体の概要に

ついてご説明したいと思います。

まず、共通基盤の構築でございますが、今までの当機構の業務システムにおいては、その業務システムごとに専用のサーバーというものを設置、設定して、アプリケーションを運用してきたところでございます。しかしながら今回は、各業務システムのアプリケーションを効果的、効率的に稼働させるために、サーバーと申しますか、そのハードウェアを共通基盤化するものでございます。つまり、簡単に言えば1つの土台の上でと申しますか、その共通基盤という土台によって、財務会計・管財などの当機構の基幹となる業務システムを稼働させるものでございます。

それでは、資料として、このポンチ絵が配付してあるかと思えます。それをごらんいただけますでしょうか。

システム全体の概要としましては、この絵の上のほう、右側に図が載っていますけれども、この中で本部というのが1施設、労災病院が34施設、研究所その他施設として68施設、これが全国展開している組織でございます。右側のほうに行きますと、対象範囲と赤の点線でくくった範囲、これが今回の調達の対象となるものでございます。その中にデータセンターがございまして、このデータセンターの中にハードウェアを設置して、ネットワークとかセキュリティー関係を構築していくという形になっております。この基盤がデータセンターにでき上がりますと、この間にVPN、バーチャル・プライベート・ネットワークという専用回線を通じて全国の施設とつなげて、赤の点線の上のほうに個別アプリケーションというのがございますが、これは、4つほど右のほうに書いてあります財務会計・管財システム、人事給与システム、事業統計システム、グループウェアシステム、この4つを、この共通基盤の上で動かして業務を行っていくということになります。先ほど申しましたように、赤の点線で囲ってある部分が今回の調達の対象となっている部分でございます。

また、このポンチ絵の中でございますが、今回の調達に当たりまして新規参入を含めた複数の業者が参入しやすくするために、図の中段に実施要項案作成に当たり留意した点ということで、①調達範囲の見直し、②調達仕様の見直し、③データセンター要件の緩和、④としてハードウェア構成の変更という4点を挙げさせていただいております。

それでは続きまして、実施要項案の内容についてご説明したいと思います。ページ数を言いますが、右下の1/114となっている「1」、そのページ数で申し上げていきます。

5ページをごらんいただけますでしょうか。1番として趣旨について記載してございま

すが、これはちょっと割愛させていただきまして、2.1本業務の概要、あと2.1.1、2.1.2については記載してあるとおりでございますので、割愛させていただきます。

進みまして8ページのほうをごらんいただけますでしょうか。2.1.3本業務の内容について、ご説明させていただきます。本業務といたしましては、ここに記載してあるとおり、共通基盤、つまり次期システムの基盤をデータセンターに整備することであり、整備の範囲としてはネットワーク機器を含めたサーバー、ハードウェア等の設備の構築と、それらの運用及び保守に係る一連の業務となっております。具体的な作業としては、①が設計・開発に係る作業、②が運用に係る作業、③が保守に係る作業というふうになっております。

続きまして、9ページに移りまして2.1.4請負業務の引き継ぎということで、これについてご説明いたします。引き継ぎについては現行の請負者及び当機構から本件の請負者に対して、本業務の開始までに引き継ぐこととしており、その事務引き継ぎにかかる経費は現行請負者または当機構が負担することとしております。この負担等については、その内容によって現行請負者と当機構が協議の上決定する必要があると考えておりますので、両者をここに括弧書きで「(又は当機構)」というふうに記載させていただいております。また、(2)のほうに行きまして、請負期間満了時の次回請負者への引き継ぎについては今回の役務の内容としておりまして、この経費については今回調達に含めております。

続きまして2.2ですけれども、同じ9ページ、確保されるべき本業務の質でございますが、これについては、2.2.1業務内容から、2.2.2が稼働率、2.2.3が目標保証型サービスレベル、2.2.4がユーザー利用満足度調査、これが10ページでございます。2.2.5が創意工夫の発揮可能性ということで、5点ほど挙げさせていただいております。

この中で、2.2.1でございますが、業務内容については、当然でございますが、今般の調達仕様書及び要件定義書に示す業務を適切に実施していただくということになります。2.2.2稼働率については、データセンター及び共通基盤の障害等により稼働できなくなった場合、当機構の基幹業務でありますので、この業務が全て停止するなど業務に重大な影響を与えるということで、99.9%の正常動作の保証をかけております。次の目標保証型サービスレベルについては、請負者と当機構の協議の上とはなりますが、SLAの締結をすることとしております。10ページに行きましてユーザー満足度調査ですけれども、本システムのユーザーというのは当機構の職員となりますので、該当する職員に対して年1回の割合でアンケート調査を行うということとしております。2.2.5創意工夫の発揮

可能性については、これは質の向上を図る観点から、請負者からの創意工夫を本業務に反映することとしております。確保されるべき本業務の質については、以上の5点でございます。

続きまして2.3、請負費用の支払い方法ですけれども、これについては契約形態は業務請負契約として、その契約に基づいて適正に業務が実施されていることを確認した上で、適正な支払い請求書を受領した日の属する月の翌月末までに、毎月、契約金額を支払うこととしております。また、法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害については、11ページ上部に記載してありますとおりでございます。

続きまして11ページの3、実施期間に関する事項でございますが、契約期間は、契約締結日から平成35年3月までとしております。当機構の基幹システムの全体スケジュールは11ページの表のとおりとなっております。また、本業務における作業スケジュールについては、11ページの下のほうに示してあるとおりでございます。

続きまして12ページ、入札参加資格に関する事項ですけれども、これについては(1)から14個ほど要件を記載してありますが、個々の要件についての説明は割愛させていただきますが、本事業の品質を確保していくための必要な要件となっておりますので、そういうことを念頭に項目を出しておりますが、新規事業者参入を狭めるような要件は特段ないと思っております。しかしながら、本システムの構築、運用、保守に関して、システム技術に関する専門的知見がどうしても必要でありますので、13ページ下段になりますが、(14)に資格及び経験に関する要件を示してあります。この要件については任意としておりまして、前回からの仕様の緩和を図っているところでございます。

続きまして14ページ、5の入札に参加する者の募集に関する事項については、これは入札の事務上の要件でありますので、割愛させていただきます。

15ページの6、共通基盤の構築及び運用・保守並びにデータセンター運用業務の請負を実施する者を決定するための評価基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項ですけれども、これについての内容は16ページのほうになっております。6.1に評価方法を記載してございますが、評価方法については総合評価落札方式によるものとして、価格点に技術点を加えて得た数値をもって行うこととしております。価格点と技術点は1対1としております。技術点は、提案内容評価点に機能要件評価点を加えて得た数値として、評価基準と配点は16ページと17ページに記載してあるとおりとなっております。落札者の決定については、予定価格の範囲内で点数が最も高いものが落札者となることとなっ

ております。以上が決定に関する事項のところでございます。

続きまして18ページの下の方、7の情報の開示に関する事項については、28ページから34ページに、その情報の開示の一覧が別紙2として載せてありますので、詳しい説明は割愛させていただきます。

それから、19ページでございますが、8番です。当機構の施設・設備に関する事項ということで、業務に必要な設備、施設の仕様については請負者と当機構と協議をして、無償で使用していただくということとしております。あと19ページの9ですが、請負者が講じるべき措置に関する事項ということで、項目が結構ありますけれども、ポイントとしては20ページの9.2機密を適正に取り扱うための措置ということで、(4)というところに情報セキュリティに関する事項を掲載させていただいております。

24ページの、責任のところと評価に関する事項、12番のその他業務の実施に必要な事項については割愛させていただきます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

市場化テスト実施に際して機構が行った取り組みということで幾つか挙げられているんですが、これまで入札をかけてきて、残念ながらほとんど1者に近い。それについて今回こういう取り組みを行うというのは、やはり今までの1者応札というのが、なぜそうだったんだろうということを把握して、それに対してはこういう手を打つべきだという手順だと思うのです。そのところの結びつきといいますか、その辺はいかがなものかなという気がしたんですけれども、これまでの1者応札について、分析というとちょっとあれかもしれませんが、どんな原因だというふうに把握されているのか。

○岩坪課長 恥ずかしながら、ちょっと分析はしていないところでございます。これは機構として、この案件にかかわらず1者応札というのはやはり出てくるかと思うので、やはり仕様書とかをとりに来た業者が実際の入札日に来なかったということが多々ありますので、実際、本件の場合も以前は20者とか、結構とりには来ているのです。では、何でその日に来なかったのかということ、今後はそこをやはりアンケートみたいな形でやって分析をして、仕様の中に何か、入り切れないような仕様になっていなかったかとか、そういう分析を、今後ですけれども、していきたいと思っております。

○石堂主査 確かに、ここに掲げられたそれぞれ見ても、業者にとって多少なりとも入りやすくなるような改善であろうなということは見えるんですけども、それが業者の側から見たときに、これがひっかかって自分は参加できなかったんだということとマッチしているかどうかの問題があると思いますので、現実に関わらずこれまでやってこられなかったということであれば、今後の課題としてちょっと検討していただくことになろうかなというふうに思います。

○岩坪課長 はい。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○小尾専門委員 2点あるんですが、1点目、44/114ページに今回の調達に関連する調達案件の一覧というのがあって、実際に今回構築するシステムの上に乗るアプリケーションの調達が記載されているんですが、2から5までに關してはもう既に落札者が決定していると思うので、これについて、ちょっと社名が言えるかどうかかわからないですが、複数社いるのか、それともこれは1社のみなのか。

○岩坪課長 複数社でございます。

○小尾専門委員 複数社。

○岩坪課長 ええ、1社ではございません。

○小尾専門委員 わかりました。そういうことであればあれではあるんですが、それに付随して、77/114のところ、今回この調達において非機能要件として性能に関する事項というのが書かれていて、アプリケーションを含めたシステム全体での応答時間・処理時間等は現行システムの性能を上回ることというふうに求めているんですが、今回調達する範囲というのはあくまでもハードウェア、OSも含めて、ミドルウェアまで入れるのかな、ということになっていて、アプリケーションを含めたシステム全体のシステム性能が現状のものを上回れと言われても、彼らはどういうハードウェアを入れればいいのかというのがわからないと思うんですね。そもそもアプリケーション自体、今現在開発をしているものなので、その開発しているものに対して、今のものを上回るようなハードウェアを入れなさいというのは、すごいあやふやな要求で、何を入れれば上回るのかというのがそもそもわからない、だから手を挙げられないと。

先ほど1社か複数社と聞いたのは、もし1社であれば、明らかにそのアプリケーションをつくっている業者が有利で、そこしか入れられないということになるかなと思ったのでお聞きしたんですが、今回複数社ということなので、それはないかもしれないですが、な

いにしても、多分この要件を求めていると、逆に今度誰も手を挙げられないということになる可能性がある。一般的には、アプリケーションをつくる側が、自分たちのアプリケーション、もともとそのアプリケーション仕様の中におそらく性能仕様とかが入っているような気もするんですが、そうすると、自分たちのアプリケーションを動かすハードウェアはこのくらいの性能のものを、いわゆる基盤というか、要求しますというのを出してもらって、ハードウェアはそれをもとに調達をするというのが一般的なので、どういうタイミングがいいかというのはちょっと、その全体の、ソフトウェア、アプリケーションの調達のスケジュールとかもあるので、そちらの設計のスケジュールとかもあってなかなか難しいところではあるんですが、それがないと多分誰も手を挙げてくれない可能性がある。

ちょっとそこは、今この場でなかなか対応は難しいかもしれないですけども。

○岩坪課長 この表現の仕方でございますよね。

○小尾専門委員 表現もそうというのもありますし、そもそもどういうハードウェア要件というか、いわゆるこういうハードウェア、例えばCPUがこういうCPUで、コアはどうだとか、メモリがどうだとか、ハードディスクがこのくらい必要だとかネットワーク性能がどうだとか、そういうのは多分アプリケーションをつくる側が、自分たちのアプリケーションを動かして、機構さんが求めている処理速度とか性能、レスポンス性能とかも含めて、実現するに当たってはこのくらいのハードウェアが必要だよというのをアプリケーションをつくる側が決めなければいけない。それが書かれていないような仕様だと、結局つくれないですよ、ハードウェア。ハードウェアというか、調達できない、設計もできない。この一部の中ではクラウドというか、仮想マシンとかを使ってもいいというふうになっているわけですけど、そもそも何を入れてくれば、何を用意すればいいんだというのが全くわからないことになってしまうので、このままだと不調というか、そもそも誰も入れてくれなくて流れてしまうみたいなのがちょっと危惧されると。

だから、どうされますかと、それに対して。

○岩坪課長 41ページになるんですけども、1.3の期待する効果というところの2つ目の段落です。現行システム及び次期システムの仕様等を既存の各種資料から十分に理解した上で構築・移行作業を行うものとするということで、既存の各種資料は当機構において入札説明会の翌日から閲覧可能とするということは記載させていただいています。

○小尾専門委員 そこはわかるんですが、アプリケーションの性能は仕様でわかるわけではないので、実際にアプリケーションをつくっている人たちがどのような、例えばソ

フトウェアを使っているのかとか、開発言語は何だとか、どういうことを想定しているのかとか、データベースはこういうデータベースソフトを使いますよとか、そういうのを全部決めて、それを動かすプラットフォームとしてどれだけのものを要求するというのが入っているんだっいたらいいんですけど、それがそもそもこの仕様からは読み取れないので。

○岩坪課長 ちょっとその辺、こちらのほうで持ち帰って検討して、仕様の変更が必要ならば、そちらのほうで変更を、今のご意見を踏まえてしたいと思います。ちょっとこの場で今すぐにはあれなんですけれども。

○小尾専門委員 今アプリケーションをつくっている側の業者さんには、自分たちが想定するハードウェアの要求事項、要求仕様みたいなのを出させることになっていますか。

○岩坪課長 はい。なっています。

○小尾専門委員 じゃあ、そこら辺をうまく仕様の中に入れ込んでいただければいいかなと思います。

○岩坪課長 はい。ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○若林専門委員 済みません、細かい点の質問なんですけれども、13/114の入札参加資格のところなんですけど、(9)で共同提案というか、複数の事業者で共同提案できるということが書いてあって、その下の(10)と(11)の資格というのは、複数の場合は全ての事業者がこれを満たしていなければいけないという趣旨でしょうか。それとも関係する事業者だけが満たせばいいという趣旨のものでしょうか。

○岩坪課長 上の共同提案した場合に、複数社の業者がいた場合に、その両方の業者が全てこれを持っていないといけないかということでしょうか。

○若林専門委員 そうです。

○岩坪課長 そうですね、(10)の2行目に、以下の①から③全ての認証を取得していることというふうに記載させていただいておりますので、両方の業者さんがやはりその認証を持っているというのが……、違うのかな。どちらか1社で大丈夫。

○石井情報技術専門員 共同提案している業者さんのうち、どこかが持っていればオーケーというふうに。

○若林専門委員 いずれにしろ、それが読み取れない感じがするので、そこを明示していただきたく思います。

○石井情報技術専門員 共同提案を構成する全ての事業者は(1)から(8)の応札条件

を満たすことということで、この（１）から（８）は全ての事業者さんがというふうに。

○若林専門委員 そうなっているんですけども、では（１０）と（１１）は担当事業者だけでいいというふうに。この（１）から（８）までというところで読み込むということなのでしょうか。

○石井情報技術専門員 明示ということですね。

○石堂主査 順番に読んでもらおうとわかる。しかし、もうちょっとわかりやすく。

○岩坪課長 わかりました。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項案の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、先ほどアプリケーションの内容の開示のような部分がございますし、若干こちらの要項に改善を加えていただく必要があるようでございますので、本実施要項（案）につきましては機構さんにおかれまして引き続きご検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行って、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集に進むというふうをお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださるようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（（独）労働者健康安全機構退室、国土交通省（大臣官房）入室）

○石堂主査 それでは続きまして、国土交通省の道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室岩崎室長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は１５分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩崎室長 岩崎でございます。ご説明申し上げます。

今般の要領の改定に当たりまして、夏以降、受注者へのアンケート、それからパブリックコメントを行って、その結果を踏まえ今般要領を改定するに至ったところでございます。まず、その時間の流れに沿いまして、アンケート、それからパブコメの結果について内容を説明させていただきます。資料の順番は少し後先いたしますけれども、ご容赦いただけ

ればと思います。

まず、資料C-5というのをごらんいただければと思います。A4の横で始まる資料でございますけれども、8月以降に、主に受注者を対象にアンケートを行いました。対象企業は合計で306者ということで、下の①から⑤にありますとおり、これまで受注いただいた方、過去受注いただいた方、あるいはそれ以外の競争参加資格に該当する企業ということでございます。

1枚めくっていただきまして、裏面に業務実績についての設問を用意してございます。それから資格要件、この2つでございます。双方とも現状のまま、あるいは厳し目にしたほうが良いというようなところも合わせますと96から98%ということで、ほぼ、現状よりも緩めるということについての意見というのはかなり少なかったというようなことでございます。

個別に意見を見ていきますと、次のページになりますけれども、緩和それから厳格化というふうに分類しておりますが、緩和というところでいいまして、文科省管轄の大学共同利用法人、これの業務実績を認めてほしいということでございます。これは後ほどご紹介いたしますけれども、今年度の実施要項について対応する予定でございます。具体的には、高エネルギー加速器研究機構等の実験装置を整備するような工事で、工事監理業務とか、そういったものに携わられていることがありまして、そういった業務の実績というものを反映してほしいというようなことでございます。続きまして、業務実績を10年から15年にさかのぼれるようお願いしたい、あるいは市町村における業務を実績として認めたほうがよいとございますけれども、これは既に現時点での実施要項に反映されておりまして、措置済みということでございます。さらに、厳格化というところでは幾つか意見をいただいているところでございますけれども、ご参考までにご紹介させていただきました。

続きまして次のページは、管理技術者もしくは担当技術者に求める資格要件でございます。こちら幾つか書いてございますけれども、それぞれもう既に要項の中で反映されておりますので、措置済みということでございます。このあたり、まだまだ受注者の方に現在の実施要項がしっかりと読み取っていただけないところがあるかと思っておりますので、後ほどご紹介させていただきますけれども、関係する業界団体等への説明を通じて、このあたりの周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、望ましい契約期間、これは業務を受注されている方、さらに、次のページは業務を受注していない方というふうに対比させていただいてございます。

まず業務を受注されている方につきましては、契約期間を、これまで受注機会といえますか、この業務を受けていただくメリットとして複数年契約というものを推進してきておりましたが、特に技術審査業務ですとか、あるいは用地補償総合技術業務を除けば、複数年契約を希望する回答が多かったというようなことをございます。背景としては、単年度ではなく複数年契約のほうが技術者の育成等に資するということがあるのかと捉えております。続きまして、次のページは受注していない方の回答でございますけれども、先ほどの受注した方に比べると単年度の発注を希望するという意見が多くて、これは受注機会の増加、入札機会の増加という観点から、そういった選択肢を選ばれているというふうに考えます。

続きまして、望ましい発注ロット、事業規模でございますけれども、これも受注されている方、あるいは受注していない方、それぞれとりましたが、大体2,000万から4,000万程度の規模の業務を受注されている方が多くて、次のページは受注をしていない方でございますけれども、こちらはどちらかというところ小ロット、これも先ほどの契約期間と同様、入札機会の増加というものを希望されているという背景があるものと分析してございます。

以上がアンケート結果についてのご説明です。

続きまして、資料C-6で、来年度の要項に関するパブリックコメントを行った結果をまとめてございます。まず概数としましては、総意見は52件出ておまして、それに対する個々の意見についての回答、それから実施要項の修正内容について、2ページ目以降に整理させていただいているところでございます。1点だけ、11/31のところ、このあたりは間違っていたので直しますというところなんですけれども、今回反映させていただいた13ページのところでございますけれども、こちらはダム管理支援業務のうち、配置予定技術者の評価する者を限定するということでございます。もともと運用上は、ご提案いただいております予定担当技術者については、いわゆる連絡要員と言われているような方については技術者の評価に含めずにやっております。それを明示する必要があるだろうということもございまして、要項の中で修正するというのが今回の修正点でございます。

先ほどの繰り返しになりますが、アンケート、それから今のパブリックコメントを踏まえまして、こういった要項を変更する点について、次にご説明いたします。

資料C-2にお戻りください。こちらの1ページ目のところには発注者支援業務等実施

要項の概要一覧というのがございます。中ほどの3ポツ、入札参加資格に関する事項というのがございますけれども、そこに、配置予定管理技術者に対する要件のうち、2段落目の同種または類似業務の実績、ここに特殊法人等という「等」がございます。この中に、先ほどアンケートでいただいております大学共同利用機関法人を入れるということで、今年度からその部分として、文科省所管の高エネルギー加速器研究機構などが発注するものについても実績として含めるということにしたいと考えてございます。これはあくまでも抜粋ですので、「等」というふうに省略しておりますが、実際の実施要項の中には、例えば、資料C-3というのがあるかと思いますが、こちらの積算技術業務の実施要項の案でございます。それをずっとめくっていただきまして、10ページに具体的に、その文科省所管の大学共同利用機関法人というものを追加させていただいたというところでございます。

もう一つは、資料C-2に戻っていただきたいのですが、4ページになります。この中ほど、総合評価項目の予定担当技術者の経験及び能力のところに括弧書きで入れておりますが、ダム管理支援業務につきましては、調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務に従事する予定担当技術者を除くということを明示させていただきました。

以上2点が要項上では、時点修正以外のところの大きな変更点でございます。

来年度に向けた取り組みということになりますけれども、資料C-4をごらんください。1枚紙で、左肩に「参考資料 関係業団体等への周知徹底について」というのがございます。これまで逐年整備として、この実施要項については参加要件の見直しを行ってきた、もしくは積算基準についても改定を行ってまいりましたが、その周知がなかなか足りないのではないのかというようなご指摘も昨年度いただいておりますので、今般、これは継続ではございますけれども、ホームページによる実施要項の公開、それから発注者支援業務に関する説明会、これは26年度までもやっておりますが、新たに昨年度追加したのが一番下の関係業団体等への周知ということで、整備局、いわゆるブロックの発注機関でございますけれども、その単位で、実施要項の改定ですとかスケジュール、それから積算基準の改定内容などを出前講座的に、説明を実施しているというところでございます。こういったきめ細やかな対応も含めながら、周知徹底を図っていきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施

要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○井熊副主査 いろいろアンケートとかをやっただいて、かなり分析されているんですけども、まず、こういうせっかくやったアンケートの中から何が読み取れて、どういう改善をしていくというご意向なのかというのをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○岩崎室長 まず、この背景としまして、市場化テストに取り上げていただいて、もう5年近くたつわけでございます。その間、実施要項ですとか、収益性に係るところでの改善ということで、業務の発注の仕組みですとか、あるいは積算基準、こういったものを見直させていただいてきております。その中で、ある意味内容的にはかなり成熟してきているのではないかなというふうに我々としては考えているんですが、それを確かめる上でも、この発注者支援業務が現在どのように各受注者さんに受けとめられているのか、実施要項がどのような形で捉えられているのかということ把握するために、このアンケートを実施させていただいたというのがベースになってございます。

結果をどのように分析するかということでございますけれども、先ほどの説明とやや重複いたしますけれども、例えば業務実績ですとか資格要件、これについては、もうほぼ現状のままでいいというようなこと、緩和する意見というものが極めて少数ということ、個別に内容を見ても反映すべきものというものが極めて少なくなっているということからすると、おおよその時点においては、この実施要項とかはかなり、受けられる企業さんからすれば、満足度という意味では、ほぼというのでしょうか、それなりの評価をいただいているのではないかなというふうに捉えております。

以上です。

○井熊副主査 ただ、これまでの契約の実績を見ると、公社法に対応する前と比べると、旧建設弘済会並びに、それと民間が組んだものがかつては過半を占めていたのに、今は10%程度まで落ちていると。一般の民間の事業者さんが事業に出てくる比率が非常に高くなってきたということでは大きな成果が上がっていると思うんですけど、一方で1者応札というのは、減るところか、むしろ若干増えているという状況があって、こういうことを考えると、こういう事業に関心を持つ事業者の数をどう増やしていくのかというようなことが課題になっていると思うんですけど、その辺はどのような対策をとられていますか。

○岩崎室長 まず、平成22年の断面と、それから今年度というところで見たときに、1

者応札が、22年度が47%で、今年が55%ということで、22、28という断面だけで見るとそのような評価ということかと思いますが、一方で、22年度以降、旧建設弘済会から民間企業への事業譲渡というものが年々進んできている中で、23年度から26年度ぐらいまでにかけて1者応札の比率が高くなってきております。その後ちょっと横ばいになりまして、今回、27から28で見たときには、やや改善の傾向があるという、これは極めて短期間での評価になるかと思いますが、数字としてはそういった改善というものがあらわれております。背景としては、昨年度、27年度に要件をかなり緩和してございますので、そういうところでのものがじわじわときているのかなと思います。

この1者応札の割合を劇的に改善するというのは、ちょっと制度の特性上、なかなかすぐにとすることは考えにくいところではございますけれども、これまで取り組んできている実施要件の緩和の中で実績を積んでいただいて、国等が発注する部分にも参加をしていただくというようなことを我々としては期待しておりまして、その旨、関係業団体を通じて説明をしてみたいというふうに考えます。

繰り返しますが、これまでは国とか県だけだったものを市町村まで広げたりとか、かなり広げておりますので、そういう意味では国の実績がなくても、県とか市町村の実績があればできるんだよと、こういうことをもう少し積極的に説明していきたいなというふうに考えてございます。

○井熊副主査 あともう一つ、資料4に、関係団体等への周知徹底についてという資料があるんですけども、今のご説明だと、これは今までにない徹底ぶり、今までにない取り組みなんですか。今回かなり力を入れてやっているということですか。

○岩崎室長 先ほどちょっと説明が漏れたかもしれませんが、ちょうど28年度業務を出すときに、事前の説明を昨年12月から1月にかけて実施させていただいています。これがそれなりの評価をいただいておりますので、こういった場を積極的に活用して、先ほど申しあげましたこの業務実績の緩和のポイントとかを周知徹底していきたいというふうに考えているところです。

○井熊副主査 この内容は昨年に比べて充実しているんですか。

○岩崎室長 今のところまだ、こういうふうに改善してほしいという声が聞こえてきていないものですから、そういう意味での改善のポイントというのはないんですけども、そういったご要望をいただければ、またそういったことを踏まえて、よりいい形に持っていきたいというふうに思います。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○早津専門委員 先ほどのご説明で、文部科学省所管の大学共同利用機関法人というのを足したというお話があったんですけども、これは要望が出ていたからということなんです。これはたまたま、入れるべきだったけど、落としてしまっていたということなんです。むしろ、同じように、ほかにも入れるべきものがいろいろあるんですか。要望があったからこれだけ入れたということの意味なのか、もしこれ以外にもあるのであれば、同じような趣旨からほかにも検討して入れるべきものというのがあるのかどうかというのを伺いたかったんですけども。

○岩崎室長 この国等の発注する情報については、我々悉皆的に調べる手段が限られておりまして、そういう意味で見落とししたというか、気づかなかったというのが正直なところでございます。したがって、そういったご要望を個別にいただかないと、なかなか反映は難しいのかなと思っております。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 よろしいですか。先ほど井熊委員からも指摘がありましたけど、旧弘済会からだんだん民間にというのは、数字を見る限りもう90%ということで、非常にいい線いっているのかなと感じるんですけども、この政策は官から民へということと、公益財団の改革という両方を同時に行っていることもありまして、実質的にという言葉はあまり適切でないかもしれませんが、旧弘済会系が、いわばノウハウそのものを持って民間会社のスタイルになったケースも結構あると思うんですね。一方で1者応札が非常に多いという中で、実際にそういう形で、旧弘済会を引きずっているという言葉もあまり適切でないかもしれないけれども、そういう主体が1者応札ですっととっているという状況がもし続いていけば、あまりいい姿だとも言えないような気もするんですね。

ですから、この民間が90%というものの中身の分析をやはりしていただく必要があるのではないかなと思うので、その辺はいかがですか。

○岩崎室長 今、主査からお話をいただいたのは、たしか7月のときにも同様のご趣旨のご意見といいますか、コメントをいただいたと思うんですけども、もともと、おっしゃるとおりでございまして、弘済会を、公益法人改革の中で民間企業にということでございました。どういうんでしょうか、ある意味、公益法人改革という大きな方向性の中で、一民間企業にもう移っているという実態というものもあるんだと思います。内訳というか、業務を譲渡する、業務は譲渡するんだけど、その業務を実際、ある一定の品質をもつ

て履行するためには技術ですとか、それを担う人員が必要だということもあって、この弘済会等から新しい会社に移られて、その業務を担われているという実態もございます。こういった企業形態ですから、どうしてもセーフティーネット的に受け皿というものが必要なもので、そういった官から民というところで受けていただいているものかと思えます。

これも先ほど、井熊委員からのご指摘もあつたんですけども、劇的に緩和、改善していくことには、やはりちょっと時間がどうしてもかかるのかなと思っております。そういう企業の方々にできるだけ、まずは実績を広げていただいて、そういった部分で、薄まっていくという言葉が適切かどうかわかりませんが、そういういろいろな、多様な企業の方にご参加いただくという、そういった条件が整っていくものかというふうにご考えてございます。

○石堂主査 わかりました。結局、旧弘済会系の人間が移ったようなところが、ずっとその1者でいくような状況はやはり好ましくない、そういうところを含めた競争状況が実現できるように国交省さんのほうでご努力いただくという理解でよろしいかなと思えます。

それでもう一つ、全然別なんですけど、意見募集、非常にたくさん、これは整理するのも大変だったろうと思うんですけど、私がば一っと見た中で2点ほど、ちょっと気になったのがあって、ひとつは、まとめていただいたもので4/31のところ。工事監督支援業務、これが年度末に集中して大変厳しいというような話が出ていまして、また22/31、こちら15のところ、中段のほうに、引き継ぎ担当技術者の増員と超過勤務を余儀なくされているというような、要するに仕事の集中を何とかしてくれという声が上がっているんですね。これはやはり、今、政府を挙げて働き方改革なんて言っている中であつては、こういう状況が起きないようにというのはやはり十分応えてやる必要があるのではないかなという感じがいたしました。

それからもう1点、ちょっとお聞きしたいなと思ったのは、13/31のところ、管理技術者の要件として、直接雇用関係がなければだめだというのに対して、中小企業では社長も専務も管理技術者とならないとやっていけないんだということが書いてあって、それに対する答えは非常に、ある意味ではしゃくし定規で、雇用関係がなければだめです。それで最後のほうに、社長や専務等の経営者が兼務されることは業務特性からなじまないと書いてあるんですけども、これは26/31にも主任さんのことについて、同じことが書いてあるんですね。

この意見を出した方は、社長と専務だといつても、中小企業では現場へ出て仕事をして

いますということを行っているような気がするんですね。国交省さんの答えは、そういう人はそういうところに行かないでしょうという答えのような気がして、これはやはり質問しているから、実態をもうちょっとよく調べてからの回答にされたほうがいいのではないかなと思いました。そのほかにも、あちこち気になるところがあるので、これは今日ここで時間をとるわけにいかないの、後でメモ書きで送りますので、ご検討いただければありがたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○井熊副主査 あとアンケートのほうなんですけど、後段は業務を受注されている会社と受注していない会社というのがあるんですが、前半の資格要件のところとかは、そういうふうに分けられないのですか。後半は受注している人としていない人を分けていますよね、前半はそういうふうに分けられないのですか。

○上平技官 答えさせていただきますけれども、アンケートの対象企業のところをごらんいただければと思うんですが、基本的には一度は受注されたことがある方が対象になっております。なので、この一番最初の問いに関しては、ほぼというか、全ての方が何かしらの発注者支援業務を一度は受注されているということになります。後ろのほうは個別の業務分野について問わせていただいておりますので、例えばですけれども、積算技術をふだん受注しているけれども、工事監督支援は受注していないという場合もありますので、そういった観点から、受注している方と受注していない方というふうに分かれております。

○井熊副主査 ただ、実績の緩和を聞くときに、受注していない人に聞かないと意味ないんじゃないですか。

○上平技官 受注していない方に関しては、アンケート対象企業のうちの上記以外の競争参加資格の該当企業ということなんですけれども、ただ、ほぼ全ての方が参加資格等を出していただいている状況ではございますので、なかなか狙い撃ちで、一度も参加したことがない人というのをアンケートの対象にするというのも難しいかなと。

○井熊副主査 でも、今その難しいことをやらないと、新しい事業者の開拓ができないということなんじゃないですか。

○岩崎室長 また今後の検討課題とさせていただきます。先ほど主査もおっしゃられましたように、これからどれだけ新規の部分が増やせるかというところのヒントになろうかと思っておりますので、そこを少し踏まえて、検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何か確認することは。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださるようお願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省（大臣官房）退室、国土交通省（港湾局）入室）

○石堂主査 それでは続いて、国土交通省の港湾及び空港における発注者支援業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項案について、国土交通省港湾局技術企画課建設企画室魚谷室長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明時間は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○魚谷室長 国土交通省港湾局建設企画室長の魚谷と申します。よろしく申し上げます。

お手元にごございます資料を使ってご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、アンケート調査を今回行いました。この概要でございます。民間企業の参入を促進し、さらなる競争性の向上を図るため、課題、問題点を把握し、今後の方向性を検討すること、また7月29日の入札監理小委員会を踏まえ、要件緩和の可能性について調査すること、こういったことを目的にアンケート調査を実施いたしました。

アンケートの概要でございますが、対象となる企業は、昨年度は港湾建設コンサルタント系の企業32社を対象としておりましたが、今回はこれ以外に、平成28年度4月期に契約いたしました案件、この際に入札説明書をダウンロードされた社ですので、この業務について関心があると思われる社を対象にアンケートを行っております。調査期間につきましては、平成28年9月16日から9月30日まで、配付の方法は私どもから郵送にて

送付いたしまして、ファックスまたはメールでご提出をいただいております。

アンケートの回収状況でございますけれども、配付したのが71社に対して、53社から回答いただいておりますので、回収率75%というところでございます。

次に2ページに移っていただきまして、こちらからアンケート調査の結果でございます。

まず1つ目は、今回アンケートをさせていただきました会社におきまして、最近の状況として業務量、受注量が増加しているか、受注業務において技術者の確保に苦慮されているか、こういったところを聞いております。この結果ですけれども、青が「該当する」、赤色が「該当しない」、緑が「わからない」ということでご回答いただいておりますが、業務の受注量の増加は多くはございませんが、受注業務において技術者の確保に苦慮されているようでございます。

次に、発注者支援業務への関心について聞いてございます。こちらにつきましては、回答いただいた企業の6割の方が、こちらの発注者支援業務について関心があるというようなご回答をいただいております。

次に、3ページでございます。こちらからはもう少し具体的な話になりますが、参加に至らなかった理由、または参加を阻害していると考えられる要因についてアンケートしております。

まず、経営的な判断として①から③でございますけれども、こちらの回答からは、約3割の方が得意分野ではないというような回答をされております。次に、④から⑨の質問ですが、ここで特徴的なのは、1つは、④継続的に受注できるか不安であるという回答、それから、⑧業務の性質上、業務専属となって技術者が拘束されるという回答、それから⑨業務量の変動に合わせた人員の確保ができないという回答、こういったところに対して該当するというような答えがございました。先ほどの話にもございました技術者の確保、安定的な雇用の面も含めてこちらが困難であるというふうに考えていらっしゃる方が多いようでございます。

次に、⑩から⑫の質問に移らせていただきますが、こちらは発注ロットの問題について聞かせていただいております。⑩の発注ロットが大きく必要な人員が確保できなかったかどうかにつきましては、おおむね「該当する」「該当しない」が同じ程度でございました。他方、⑪番の発注ロットが小さく採算が確保できなかったにつきましては該当するという回答は非常に少ない、こういうような状況でございますので、発注規模につきましては大きな問題はないと考えております。

次に、ページめくっていただきまして、4ページでございます。入札参加要件でございます。こちらにつきましては、企業の業務実績要件、それから管理技術者の業務実績要件、管理技術者の資格要件、担当技術者の資格要件、これについて質問しておりますけれども、この中では⑭番でございます管理技術者の業務実績要件が厳しいといった答えが一番多くございました。

次に、総合評価方式ですが、管理技術者の業務実績に関する加点、管理技術者の地域精通度に関する加点、担当技術者の業務実績に関する加点、さらに評価点のウェイト、こういったことについて聞いております。この中では、⑱になりますけれども、管理技術者の地域精通度に関する加点が得られない、こういったところに関して該当するというご意見が多くありました。

5ページ目でございます。以上のアンケート調査の結果、さらに入札緩和要件に対して具体的なご意見を自由記載で今回いただいております。回答の内訳は、入札参加要件について14件、評価項目1件、履行期間等で3件、発注規模で3件、その他で9件、合計30件の回答がございました。

この下に主な意見を抜粋しておりますが、①、②は企業、管理技術者、担当技術者、こういったところの業務実績要件の緩和についてのご意見がありました。それに対しまして③では、以前に比べて緩和されてきているというご意見、さらに④では、実績のない者が参入し受注した場合、業務の的確な遂行に懸念が生じるといったようなご意見、⑤では、参加要件の緩和によって1社当たりの受注の不確実性が高まるということが、当該分野における人的投資を困難にして、適切な業務の遂行に支障を与えることになるといった、少し逆のようなご意見というのをいただいております。

⑥は、複数年契約に関するご意見でございます。⑦は、発注ロットが小さくなって業務期間が短くなれば、さらに入札参加ができやすくなるといった具体的な意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、アンケートの「該当する」「該当しない」ではあまり多くなかった意見でございます。⑧は地域精通度ですけれども、こちらにつきましては先ほどの総合評価のところの加点が得られないということが一番多かったご意見ですけれども、当該事務所管内を削除して、当該整備局内を条件とするなどの緩和をしてほしいというようなご意見をいただいております。

6ページに行きまして、以上のアンケート結果のまとめでございます。管理技術者等の業務実績要件が厳しいとの意見がある一方で、要件緩和によって業務の的確な遂行に懸念

が生じるというような意見がございました。また、管理技術者の地域精通度等については加点が得られていないというような意見がございました。また、昨年と同様、受注業務における技術者の確保に苦慮されていることが確認できたと思っております。また、発注規模については大きな問題はないと思っております。さらに、発注者支援業務の継続的な受注や業務量の変動といった面から技術者の確保が困難なことから、入札参加ができないという判断がなされているようでございます。

次に7ページに行ってくださいまして、アンケート結果等を踏まえた今後の対応案でございます。今回、29年度契約に向けた対応案につきましては、以上のアンケート結果から、管理技術者の業務実績要件が厳しい、また管理技術者の地域精通度等の評価が得られていないという意見が多いことから、入札参加企業の増加を図るために業務実績要件、地域精通度について緩和することとしたいと考えております。

まず管理技術者に求める業務実績要件ですが、現行では、こちらに書いているように、同種業務、類似業務を設定しておりますが、変更案では、従来の同種業務、類似業務を同種業務といたしまして、新たに類似業務として、港湾・空港の工事に関する建設コンサルタント業務または測量・調査業務もしくはこれらに準じた業務、発注機関は問わないというものを追加したいと考えております。これにより、管理技術者に求める業務実績の範囲が企業と同等になります。

次に8ページでございますけれども、地域精通度でございます。地域精通度につきましては、従来、一番高い評価は、事務所の管内において同種または類似業務の実績がある者、その次のレベルとして、整備局管内において同種または類似業務の実績がある者、③はその他です。これを変更案では、事務所管内をやめまして、当該整備局管内における同種業務実績、次点といたしまして、当該整備局管内における類似業務実績、③でその他というふうにしております。

補足してご説明させていただきますと、従来と管理技術者の同種または類似の業務の範囲が変わっておりますので、この変更案を言いかえますと、①は、当該整備局管内において、従来の同種または類似を持っている者ですので、①は当該事務所管内であったものが整備局管内まで広がったということでございます。②の当該整備局管内における類似業務とは、今回新たに増やしました港湾・空港工事に関する建設コンサルタント業務または測量・調査業務もしくはこれらに準じた業務が、その整備局管内であれば加点をするというように広がっている分でございます。③については、従来と同じでございます。

以上、今回このアンケートの結果を踏まえまして、新たに入札参加要件の緩和をしたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。アンケートもあるんですが、その前提として今の事業の実施状況というのが、SCOPEと、SCOPE及び民間のJVの受注が約70%を占め、それから1者応札が88%を占めるという、非常に入札状況としては大変深刻な状況である、他のものに比べても非常に特定の方々が受注をしていると。やはりその状況を何とか変えなくてはいけないというような状況に置かれているということをまず前提として、いろいろ評価をしなくてはいけないと。そういう意味で、このアンケート評価の中において大事なのは、やはり参加に至らなかった条件というようなものをどうやって緩和していくのかというようなことだというふうに思います。

資格要件の人員の確保とかに関しては、いろいろほかの要件もありますけれども、この予定配置技術者の要件とかいうところも、やはり要件に「港湾・空港の工事に関する」という頭をどうしてもつけなくてはいけないのかと。私もこういう発注関係の仕事はしたことがあるんですが、この業務の内容を見ている限り、対象物が空港にしかない特殊なものでなければ、この業務は、それで技術者とかを持っていれば実行できる業務だと思うんですね。であるとすれば、この空港とか港湾に関する実績を相対評価に入れるということはあるかかもしれませんけれども、要件ということで定義してしまうというのは、やはり今の現状を改善する上で非常に大きな障害になるんじゃないかなというふうに思います。

○魚谷室長 港湾・空港の限定についてご説明させていただきます。この業務は、現場に出て監督、施工状況の確認を担当技術者にさせていただくという業務です。空港に関しては、制限区域という、本来であれば人が入れない場所で業務をさせていただく。その際に、担当技術者が少しで間違えた行動をするだけで、飛行機の運用に大きな影響を与えます。羽田空港で、ケーブルを切って空港の運用が数時間止まって大きな問題になったということもございました。本来であれば担当技術者の方にこのような空港での実績を求めたいところですが、これを制限すると担当技術者の方がいらないような状況になるので、担当技術者の要件は外しています。ただし、その担当技術者に対して指導する会社なり管理技術者については、やはりこのような現場条件があることをある程度は知っていただかな

くてはいけないと思っているので、そういった意味で港湾・空港の工事に関する要件を求めております。

港湾に関しては、工事場所が海になります。例えば防波堤であれば海上で工事をして、そこに監督で行く場合には船で行っていただいて、監督をしていただいています。この発注者支援業務の中でも、現場に行き、船をおりる際に船に挟まれて死亡されるという事故が起こったことから考えると、本来であれば担当技術者の方に、精通された方にやっていただきたいのはあるのですが、担当技術者を限定すると、担当技術者がいなくなりますので、担当技術者の要件を緩和して、それを指導する立場である管理技術者と、それから会社にこの要件を設定して、安全であるとか、業務がうまく遂行するような状況を何とか確保しているというような状況であると私どもは考えております。

○井熊副主査 それは確かに空港とか港湾で実績を持っている人のほうが安心だというお気持ちはわかるんですけども、やはり今状況を改善しようとするのであれば、そこに留意すべき点とかいうようなことは国土交通省さんのほうできちんと指導書をつくり、指導を行い、その上で、ほかの工事経験がある人が働けるようにするというのもできるんだと思いますし、あと、また空港とか港湾で二、三の事業実績があったからといって、空港と港湾における留意点を全て理解しているというふうに考えるのも無理があるわけで、そういったことを考えると、国土交通省さんのインストラクションをきちんとすることによって、もう少しこの幅を広げるといようなことは私はできると思うんですね。

○魚谷室長 我々としては、本来であればもっと要件を絞りたいと思っています。1回ぐらいの経験だけで、その人がどれだけわかっているのかと言われると、まさにおっしゃるとおりなんですけれども、もう少し絞って、きちんと現場をわかっている方に業務を実施していただきたいと思っています。ただ、一方で、この業務に対して競争性を高めていく、入札参加していただける企業を増やしていくという観点でこれまで要件を緩和してきた、そういったことが今の状況だというふうに我々は理解しております。

○石堂主査 私も同じ、港湾、空港に絞ったところが問題だというふうに実は思って、このアンケートも実は最初、コンサル系32社とか、あるいはそのほか含めて53社の回答とかというのも、これはもしかしたらみんな港湾、空港の実績を持っている人だけにアンケートしたんじゃないのと、ちょっと疑念を持ったんです。ただ、回答を見ていくと、これの4ページ、管理技術者等の業務実績要件が厳しいという意見があるというのが書かれていたり、その次のページでは、②あたりで「部門は問わない」とかという表現が出てく

る、これはやはりそのことを指しているのかなど。このアンケートの答えとしてもこういうのが出てきているんだなということで、それに対して、今国交省さんが対応していくということなのだとして理解しました。

それで、こちらに意見募集の答えがあって、読ませていただいたんですが、要するに、まさしく港湾・空港工事に限定する国土交通省の全工事をあの条件にしてくれということがあって、それに対して、この回答の下段のほうで、国発注業務の実績だけでなく、自治体等発注の業務も認められていますということが書いてあるんですね。これは「業務実績及び配置予定管理技術者の実績は港湾・空港関係の業務に限定しておりますが」なんです、そうすると、国だけでなく自治体もやっていますよと示しているけど、自治体は、自治体の港湾関係の、あるいは空港関係の業務、工事に参加するときには、この縛りはないというふうに理解するんですか。ということは、自治体も同じ縛りをかけていけば、経験ない人はいつまでたっても全く、どこに入っていけないということになるので、ここの読み方をちょっと聞きたいと思ったんです。

○熊野品質確保企画官 サンプルで調査したのですが、幾つかの自治体に聞いたところ、基本的に自治体で出されているものについては港湾・空港の限定をしていないというパターンがほとんどです。

○石堂主査 そうですか。そうすると、国交省さんからしてみれば非常に不満な要件だということになる。

○魚谷室長 補足的にお話しさせていただきたいのは、この港湾・空港工事に関する設計または施工、建設コンサルタント業務とかの経験があれば入れるようになっていますけれども、こういった業務を発注するときにはその構造物に合わせて発注するので、港湾・空港という限定をかけずに発注しているものが幾つかございます。ですので、そういう業務で港湾・空港の経験していただければ、次には参入していただけるようになっていると考えています。

○石堂主査 だから、そういう意味では国交省と自治体とでは考え方が違うといえ、それだけのこともかもしれませんけれども、やはり国交省としては経験がなければ絶対だめということなのだが、何か入っていける道があるということですね。

○魚谷室長 はい。

○石堂主査 そうなると、国交省さんもそういうことの見直しは絶対だめなんだというのは、何かちょっと説得力を欠くような気がするんですけどね。

○魚谷室長 先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、本来であればもう少し絞って、ほんとうにきちんと経験のある者に業務を実施していただきたい。本来この業務の品質を確保するという観点からはそうさせていただきたいと思っています。ただ、一方でこの競争性を上げていかななくてはいけない・いろいろな方に競争参加できるようになっていただかなくていけないという中で、できる限り緩和してきた結果が今のこの状況だということをございます。

○石堂主査 ちょっとしつこいようですけども、もし参加しようという業者が示した実績が、例えばどこかの自治体のものだったというときに、その自治体の経験というのが実は、それに入るためには港湾実績が要らないものだったというときには、国交省さんの考える空港・港湾の実績を持った業者と全く同レベルに考えていいのかどうかというところがちょっと疑問にならないかなという気がするんですね。入り口は違っても実績は実績だという考え方ですか。

○魚谷室長 そういう話をしてしまうと、我々以外の発注機関での実績を認めてはいけないということになってしまうのだと思うのです。

○石堂主査 いや、そうじゃなくて、港湾・空港の実績というのは、それはどこが発注したものであれ、その実績でいいわけですね。

○魚谷室長 はい。

○石堂主査 そういうことではないと思うんですよ。ただ、自治体はその仕事を業者にやらせたときに、実はその前に経験がなくてもやらせたということが何かひっかかりませんかという意味なんです。

○魚谷室長 先ほど申し上げたとおり、港湾・空港に関するいろいろな設計とか施工とか建設コンサルタント業務とかというものを発注する際には、同種・類似として港湾・空港というのを設定していないものもございます。そういった業務で、一度港湾・空港の業務を経験していただいた方であれば、まだやっただけの可能性があるので開けているということです。ですから、地方公共団体発注のもので一度経験があろうが、直轄で経験があろうが、そこは同じだと思っています。

○井熊副主査 でも結果的に、全然この1者応札も改善していないし、SCOPE支配の市場構造も変わっていないわけで、それはどうされるわけですか。おっしゃることはわかるんですよ、誰でも経験者にやってほしいんですが、それは全ての分野ですよ。そのほうが安心ですから。でも、やっぱり現状として、今、開かれた入札を行っていくという大き

な方針に、全くそういう形ではない状況が続いているわけですね。具体的にどう対策をされるわけですか。

○魚谷室長 具体的な対策としては、今回、管理技術者の要件を緩和いたしましたので、それが入っていただける者は増えるというふうに思っています。さらに我々は、業界なりに対しては積極的に競争参加をしていただくように、今後お願いしていきたいというふうに思っています。

○井熊副主査 でも、ほかの分野なんかでは、こういうSCOPE的なところがもう少しシェアが下がっているような例もあるんですよね。ここに対して国交省さんで、例えばこういうところに民間とのJVを義務づけるとか、SCOPEに対して。それで経験者を増やすとかいうような対策をすとか、そういうことはできないんですか。

○魚谷室長 もともこのJVが始まった段階、まだSCOPEが公益法人だった段階のときには、まさにそういった考えの中でSCOPEにJVを組んでいただくということで始めました。ただ、今の段階はもうSCOPEも一般法人になっていますので、それをさらに拡大していくかどうかというのは、そこはSCOPEの経営判断だと思っています。ただ、このJVをやっていることで当然、以前よりは、民間に対してもそのノウハウというものは広がってきているというふうに思っています。

○井熊副主査 ちょっとしつこいようですが、やはり僕は、その説明は全然国民目線じゃないんだと思うんですよ。こういうようなSCOPEみたいな団体をつくった経緯というのは、やはり国交省さんが関係していたわけですね。制度の中で今はそうでなくなったから、もう知りませんというのは、それはちょっと違うと思いますよ。そこに対して、やはりいろいろな形で働きかけを行っていくとかいうようなことをやっていって、そういうところがやはり独占的、もう50%だから独占なんですよね。ですから、その状態を緩和していくということを努力するというようなことをやはりやるのが、そういう国民に対する説明なんじゃないですかね。

○魚谷室長 受発注者の関係ですので、直接的にSCOPEに働きかけをするということは、なかなか難しいと考えています。そこはほかの民間企業の方に積極的にもっと、例えば単体で出ていただくとか、そういったようなことをお願いしていくのかなというふうに思っております。

○石堂主査 評価のときにも申し上げましたが、SCOPEがたくさんとっちゃっていること自体が1つ問題と言いつつ、この表を見ても、1者応札の件数のほうがSCOPE

がとっている件数より多いということは、1者応札の場合でもSCOPEが参加していない事例があるという実態を踏まえると、SCOPEを頼りにしていることに、非常にリスクが高くなっているということを認識すべきだと思うので、今、井熊委員がおっしゃったように、ともかく急いで、参加できる企業を育てることが絶対必要だと思いますので、そこはやはりちょっと真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

○魚谷室長 はい。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 いろいろ議論ございましたけれども、今後の方向ということでご検討いただくということで、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいとと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

各委員におかれましては、さらなる質問、あるいは確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省（港湾局）退室、環境省入室）

○石堂主査 それでは続きまして、環境省の大山隠岐国立公園大川寺及び杣水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の実施要項案についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項案について、環境省自然環境局国立公園課岡本課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岡本課長 本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。環境省自然環境局国立公園課長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

最初に1枚めくっていただきまして1ページ目、こちらのほうに業務の目的が書いてございます。大山隠岐国立公園は、昭和11年に指定された国立公園でございます。中国地方で最も高い山であります大山とその山麓地域は大変多くの利用者が集まる重要なエリアでございます。このエリアにおきまして、環境省所管の大山情報館、そして野営場、これはいわゆるキャンプ場のことでございます。それから駐車場、公衆便所及び園地などの各施設について、保守管理、運営などを行うとともに、利用者に対して適切な情報を提供することが業務の目的となっております。ご参考までに、ちょっと飛びますが59ページ目の位置図をごらんいただけますでしょうか。カラーの地図がございます。この地図の真ん中あたりに大山というふうに書いてございます。いわゆる大山の頂上が、弥山と書いてございますが、この弥山と呼ばれるところになります。その左上の赤い星印のマークがついておられますのが大山の登山口にある大山情報館、その少し南に、下の山と書いて下山野営場、それから下山公衆便所、下山駐車場がございます。また、さらに若干南に下がったところに榎水高原というところがございます、公衆便所、駐車場、園地がございます。また、大山情報館の若干北寄りのところには豪円山野営場、豪円山キャンプ場がございます。このあたりの施設が今回の対象となっているところでございます。

それでは、再び2ページ目に戻っていただきまして、本文の2ページから4ページに各施設の概要が書いてございます。こうしたような施設が対象となっているところでございます。

続いて4ページ目、こちらに対象の業務が書いてございますので、若干ご説明をさせていただきます。まず大山情報館の管理運営業務で、情報館の建物の保守管理とともに、この大山地区の到着あるいは出発の拠点となっているところですので、自然環境の情報や登山道の情報などをリアルタイムに把握するとともに、これを提供することが業務となっております。また、豪円山野営場及び下山野営場の管理運営業務は、いわゆるキャンプ場としての管理運営を適切に行っていただくものでございます。

続きまして、同じく4ページ目でございますけれども、(3)として書いてございますのが下山公衆便所、榎水高原公衆便所、下山駐車場、榎水高原駐車場及び榎水高原園地で、こうした公衆便所や駐車場や園地の保守管理をいただくという業務の内容となっております。園地といいますのは、いわゆるお弁当を食べたりするような芝生、広場があったり、展望台があったりベンチがあったりと、そういった場所を園地と呼んでおりまして、そういう整備をしております。

今回第4期の変更点でございます。第3期の市場化テストにつきましては、平成28年7月から31年6月までの3年間で予定しておりました。これは大変、今日またお手数をおかけして申し訳ございませんが、私どもの環境省の手続の不備がございまして、本来3年間の国庫債務負担行為の手続をとって発注すべきところが、この手続を忘れてしまったということで、1年間の契約になってしまいましたので、1年後の本日、また同じ業務によるご審査をいただくということで、重なるようになってしまい、大変申しわけございません。そこで、来年の3月まで、実質的には9カ月となっております、第4期につきましては残りの平成29年4月から31年3月までの2年間で予定しております。このようなことから、本業務は昨年度審議いただいて間もない案件であり、あまり大きな変更はございませんが、競争参加資格について、若干門戸を広げる方向で修正を行わせていただいております。

競争参加資格につきましては、現在、A、BまたはCの格付となっておりますが、これをA、B、CまたはDに変更して、地元はもとより広いエリアでも入札に参加しやすいようにしております。さらに、入札の対象業務につきましては、大山情報館などの施設の維持管理、保守管理と館内案内などの自然環境情報の提供の2つに大きく分けることができますけれども、これまでも、入札に参加する企業がグループを組んで、入札に参加することを認めており、例えば1社については建設業などが得意とする施設の維持管理を、もう1社については自然環境情報の提供を得意とするNPOなどとグループを組んで参加することも可能としております。

しかしながら、前回までは、グループを組む企業についても、入札参加資格と同様の条件を満たすことを求めておりました。その条件を自然環境情報の提供を得意とするNPOなどが満たすことができず、このグループを組んでの参加を妨げる要因になっている可能性がございましたので、今回より、入札実施要項の11ページ目の(7)のとおり、条件を緩和いたしました。これによりグループと組んでの参加について検討する業者が、これまでよりも増えるのではないかと期待をしております。また、入札に参加いただく業者につきましては、鳥取県以外の業者についても入札案内を送付するなど、対策をとるとともに、地元広報紙等への掲載も検討しております。

パブリックコメントにつきましては、今年9月29日から10月13日にかけて実施してまいりました。パブリックコメントに当たりましては、地方環境事務所及び現地の自然環境事務所から、地域の民間事業者などへ周知を行い、2件の意見が寄せられました。

1件目につきましては、利用者がお金を払ってでも参加したくなるような「質の高いサービス」を提供すべきとの意見でしたが、本業務においては利用者負担を最小限にとどめた上で、基本的には案内業など館内でのインフォメーション、案内は無料ということで、適切かつ効率的な管理運営を目的に競争を求めているものでございます。このため、キャンプ場におきましては既に、受益者負担の範囲内ですが、テントの貸し出しをしたり、薪などの販売を行ったりしています。また、このお金を払ってでも参加したくなるようなサービスというのは、いわゆるガイドつき、ガイドにお金を払って周辺を案内してもらうようなことをイメージしているというふうを受けとめておりまして、こういったガイドつきの案内を実施している民間業者も周辺にいることから、この件については実施要領等の修正は行っておりません。

もう1件につきましては、業務が多岐にわたることから分割発注を求めているものでございますけれども、本業務は施設の管理と運営を一体化して業務の効率化とサービスの向上を図ることを目的として、分割発注は実施いたしません。既に説明いたしましたように、NPOなどが入札に参加しやすいように入札要件を緩和しております。

最後になりますが、市場化テスト導入前の平成21年度と、12カ月換算の平成28年度を比較いたしますと、平成28年度は1,733万円となり、請負額が370万円ほど高くなっております。これはその間に、別紙の66ページの榊水高原集団施設地区平面図の左側にあります、枡水原園地（北部）での駐車場、トイレ、多目的広場が新たに、公共事業によりまして、整備されまして、その管理の対象が増えたことによるものでございます。

以上が環境省からのご説明でございます。ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございます。スケジュールのことで確認させていただきたいのですが、資料の13/67ページのところで、入札のスケジュール（予定）というのがあります。ここで今赤字で記載されているものと、入札の説明会が平成29年2月20日ごろに行われて、企画提案書の提出期限が3月3日と約2週間後となっていますが、これは例年これぐらいのタイミングでやっていらっしゃるんですか。済みません、私もほかの案件等見たときに、すごく短い期間と感じたものですから、確認させてください。

○田丸課長補佐 それでは、今の関係について、お答えさせていただきます。

前回、1年前に同じように説明させていただいた関係があって、それを基準に今回設定させていただいた関係がございまして、それに合わせて今回作成しております。

○梅木副主査 2週間ですか。

○田丸課長補佐 はい。前回は2週間程度です。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○早津専門委員 基本的なところで恐縮なんですけれども、先ほどのパブリックコメントの中で意見として、施設管理と運営にわたって広いというので、分けたらとりやすいのというような意見があるというふうにあったんですが、この種の意見というのは仕様書の、2/67のうちの1だけが専門的なところなんですか、それともキャンプとかも専門的というところに入るんですか。どこで分断されているのかというのを。

○田丸課長補佐 今の関係について説明させていただきます。専門的といいますのは、この情報館で情報の提供業務というのをやっています、こちらに来られる入館者に対して大山周辺の情報を知らせていくと、そういう情報を伝えるという業務、こちらのほうが今言われた関係になります。

○早津専門委員 そうすると、1と2以下という分断を前提としたパブリックコメントということなんですよね。

○田丸課長補佐 はい。

○早津専門委員 そうすると、この施設の管理と運営というか、1と2以下を一体化することによって、業務の効率化というものが具体的にどういうものをイメージしているのか教えていただければと思うんですけれども。

○岡本課長 ご質問ありがとうございます。まさにいただいたご意見というのが、そういったご趣旨だと思っております、まず1つは、この大山情報館は、この周辺一帯の自然の状況であるとか利用の状況というのを案内するということになっておりまして、2つ目として、例えば、この豪円山野営場、キャンプ場ですけれども、そこでも、受付を行いどちらかという学校とか集団利用で使われるキャンプ場になっております。3つ目として、下山野営場、キャンプ場は登山者だとか一般の家族だとか、ファミリーだとか、個人で利用することが多いキャンプ場になっております。このキャンプ場へ直接来て、受付がそれぞれ、行われ、「今日泊まれますか」ということで行かれる方もいらっしゃいますし、この情報館のところで、これはもうバスターミナル、バス停のすぐ横にある情報館ですので、ここで申し込みをしたいというお客さんもいらっしゃって、そこは一体的な管理をしてい

く必要があると、効率的になるということがあります。

あと、この駐車場であるとか公衆便所につきましても、何か苦情があった場合とかそういったような対応ということで、全体としての一体管理となります。それから、この情報館のほうに主任のような人がおまして、基本的には、何がトラブルが生じたときには、現場にはそれぞれの人たちがいるんですけども、責任者である人がこの情報館で統括的に管理をするということで、結構、やはりキャンプ場でのトラブルであったり、ほかの客がうるさいとか、あるいは駐車場で接触事故が起きたとか、そういったこともありますので、何か生じたときのトラブル等については、この情報館の主任が対応するというような、そういった観点も含めて、効率的な運営ということで一体管理が必要と考えております。

以上でございます。

○早津専門委員 前のときには有限会社フジタ設備さんという方が入っていらっしゃったとあるんですが、これはNPOと組んで入ったということなんですか。

○田丸課長補佐 当時はNPOと組んでいるというわけではなくて、単独で参加されています。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○井熊副主査 これは22年から24年のときに2者応札されて、その落札できなかった民間企業さんがその後来なくなってしまっているということなんですけど、ここについての理由がもしわかれば教えてほしいなど、そういう人をまた呼び戻すことができないのかというようなことと、あと11ページで、入札参加資格のグループ企業の2)で、「全ての」というところを外していただいて、(4)としていただいたところはよかったですけど、これは多分、こういうふうに修正すると、代表企業は全て満たさなくてはいけないという条件をどこかに入れないとおかしくなるのではないかという話と、あと、ここでいう「当該業務を実施する者」というのは何を指しているのかちょっとよくわからないなど。ここは整理していただければいいのかなと。

○田丸課長補佐 まずあとの質問から説明させていただきます。11/67ページの関係は、当該業務ということなんですけど、これについては今回入札する業務という形になってまして、これにかかわる者、1から6番を代表企業が満たしていただいてということで、それ以外のグループ企業については1から4を満たしていること。代表企業については全てを当然満たさなくてははいけませんし、グループ企業については1から4を満たせば入札

に参加できるというふうに書いているんですけども、ちょっとわかりにくいのであれば、書き方は考えたいと思っております。

それからもう一つは、もう一度お願いします、忘れてしまいました。

○井熊副主査 22年から24年で2者あって、応札された方が何でもう来なくなってしまったのかということ。

○岡本課長 ここは正確な理由というのは、ちょっと聞けないので、推定といたしまして、やはりこの情報館の、先ほど、ご指摘のように専門的な業務、例えば建設業の方ですとちょっと難しい、自然の情報を集めてきてそれをリアルタイムで提供するというところが、実際参加してみて、なかなか難しいなというのを感じられたのではないかと思います。そこでなかなか、そういう建設業の方であっても、先ほどの地元のNPOであったりとか、ここは実はボランティアの方々が結構多く活動されているところでして、そういう方々は集まりがいろいろあります。ですので、例えばそういうような、業務としてはなかなか入りづらいような方々でも、自然解説であったりとか、そういうことを得意としている方々とジョイントを組んで行うというようになるべくするというのが今回の修正でございまして、多分その情報のほうの業務というのが意外と手間もかかるし、それで新たに人を雇うというのはなかなか企業としては大変だなというふうに思われたのではないかというふうに推測をしております、今回、そのベンチャーを組むのをなるべくやりやすくするような工夫をさせていただいたところでございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

○若林専門委員 このところ1者応札が続いていて、今回民間参入促進のために地元広報紙などへの掲載を検討ということで、いいんじゃないかと思うんですけども、これは地元限定するというのに意味があるかというか、つまり、もう少し広い範囲で呼びかけるということは意味があるのか、あるいは大山という土地柄なので、やはり地元限定するというしかないのかというところを伺いたいんですけども。

○田丸課長補佐 今回の件については、確かに地元はなかなか参加していただけたらいい業者の方が少ないということもありまして、まずは地元の広報紙というふうに考えています。ただし、また今後、検討して、参加する業者が少ないようであれば、もうちょっと幅を広げて、違う対応を考えていきたいと思っております。

○岡本課長 ちょっと補足をさせていただきますと、やはり非常に歴史がある場所でございます、例えばここは地元の保護団体の方々も非常に熱心に活動されていて、もう40

年ほど前から大山の山頂が一度、踏み荒らしで完全に裸地になってしまい、植生が全部失われて裸地になってしましまして、登山者の人たちに1つ1つ石を運んでいただいて、その石を使って補修をするという、利用者参加型の保全事業なんかも全国で先駆的に行ってきた場所であります。かつて、皇族にもお運びいただいたという歴史があるところでありまして、近年にも、周辺にお立ち寄りになられて散策されているというような場所でありまして、やはり、ある意味できちんとこの情報提供というのをしていく必要があると、大山の事情をよく知っていただいているところにうまく管理していただく必要があるというふうに考えています。

あと、なかなか、前回は実は申し上げたんですけど、正直あまり利益の上がる事業ではなく、非常に安い金額でやっていただいているところをごさしまして、そのところ、なかなか企業の参画が少ないというのは残念ながらあるんですけども、今回NPOと組んでいただくようなことを、もしうまく考えていただけると、少しでも入札者が増えないかなと考えているところをごさします。

○石堂主査 パブリックコメントの中にサービス提供の話が出てきて、それに対する答えで、利用料金を得るサービスの提供等は、本業務の実施要項の修正等で対応できる性質のものではないと考えていますという文言があるんですが、これは多分、環境省さんがここで公園というものをやっている、それが公共サービスだという、その公共サービスをいわば外注するんだという中には、その外注する中身を書くのが要項であってみれば、その要項の中に、商売したらいかがですとは書けないと、こういう文脈でないかなと実は思うんですけども、今、課長さんからのお話にもあったように、実際は業者がかなり厳しい条件でやっているとなれば、その業者の創意工夫で多少利益を上げてもいい仕組みは別に構わないんだと、別に公園法の中でやればそれもいいんですよということを書くことは十分価値があると思うんですね。要項に書きづらいにしても、何かの場でそういうことを環境省としても十分考えてほしいんだということ言うことも効果があると思うので、やはりそこに来られる方に対するサービスの一環としても、あったほうがよいものであれば展開していただくのがよろしいのではないかなと思います。

○岡本課長 そこにつきましては、実はこの答えの中でも、国立公園全体の中で検討させていただいて、答えさせていただいておりますが、今、国立公園のインバウンド、外国人の利用客の方を増やしていくという施策をとっておりまして、そういう中で、ちょっとなかなか難しいんですけど、こういう国有財産の建物の中で、今、主査がおっしゃられたよ

うな工夫というのが、国有財産との関係の中でどういうことがもう少しできるかというのを検討しているところでございます。今回の入札にはちょっと間に合わないんですけども、将来的にそこは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 先ほど井熊先生からご指摘があった平成22年度に2者応札となり、その後、再度参加してこられなかった点についてですけれども、当時の公表資料ベースでお伝えしますと、価格と技術両面で現行事業者が優位になっておりまして、おそらく意思をそがれたのかなというふうに推察されます。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、各委員におかれましては、さらなる質問、確認したい事項がございましたら、事務局を通じてお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（環境省退室）